

令和2年10月26日

第103回 神戸市個人情報保護審議会

小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の
特定医療費支給システムへの移行について

(こども家庭局)

神家こ第 3817 号

令和 2 年 10 月 26 日

神戸市個人情報保護審議会

会長 西村 裕三 様

神戸市長 久元 喜造



諮問

神戸市個人情報保護条例第 11 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

担当：こども家庭局家庭支援課

小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

◎は条例第 11 条第 2 項に該当するもの
下線部は今回新たに追加する項目

電子計算機処理する個人情報

【特定医療費（小児慢性・未熟児）支給システム】

■患者基本情報

住民基本台帳個人番号、患者 ID、氏名、かな氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、保険種別、保険者番号、◎疾病番号、◎疾病名、◎出生体重、◎在胎週数、階層区分、適用区分、指定医療機関名、指定医師名、承認日、承認期間ほか

■指定医療機関情報

医療機関名、住所、電話番号、承認日、承認期間

■指定医師情報

氏名、かな氏名、住所、医療機関名、承認日、承認期間

■番号法関係情報

制度個人番号、統合宛名番号

■税情報

宛名番号、賦課年度、徴収方法、市民税額（所得割計）、市民税額（均等割）、更正年月日

■受療情報

請求対象年月、請求金額、医療機関・薬局・訪問看護ステーション名、診療実日数、入院外来区分

小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について

1. 趣旨

現行の公費負担医療システム（小児慢性特定疾病・未熟児養育医療）は平成 16 年度より運用している。

平成 28 年 1 月より、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）において、制度個人番号（マイナンバー）の利用が開始されたが、現行のシステムでは中間サーバへの副本登録、住基連携、税連携等に対応できない。

そこで、現在、健康局保健所保健課が指定難病事務において利用している既存の「特定医療費支給システム」(※)に小児慢性特定疾病・未熟児養育医療のサブシステムを追加することで、中間サーバへの副本登録、住基連携、税連携等が可能となるようにするものである。

※「特定医療費支給システム」…平成 29 年 9 月 1 日付け第 82 回神戸市個人情報保護審議会において諮問・答申済み。

2. 概要

現在、健康局保健所保健課が指定難病事務において利用している「特定医療費支給システム」を改修し、小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の機能を追加する。市内受給者約 1,200 名分のデータを現行システムより移行する。

また、各区役所より進達された書類の入力等については、本庁の家庭支援課及び委託事業者である行政事務センターにおいて事務を行う。

なお、本システム端末は家庭支援課及び行政事務センターにのみ設置する。各区役所で窓口受付の際に税情報を確認する必要がある場合には、各区役所に設置されている別システムである福祉情報システム端末により本人同意の上で確認を行う。

《事務の流れ》

- ①申請者は各区役所窓口において、必要書類とともに申請する。このとき、受給資格要件確認のため住記情報、税情報等への閲覧・利用についての同意、事業に関係する研究への医療情報提供同意を含む。
- ②各区役所から進達された[新規]申請書等を、家庭支援課職員がシステムに入力する。[継続]申請書については行政事務センター職員がシステムに入力する。
- ③行政事務センター職員は、確認結果記入一覧表を出力する。家庭支援課職員は審査結果一覧表をシステム端末から出力し、小児慢性特定疾病審査会（以下「審査会」という。）資料を作成した後、書類一式を保管する。
- ④家庭支援課職員等で構成される審査会事務局で承認・不承認・保留を審査する。事務局審査で保留・不承認の場合は、専門医により構成される審査会で審査する。
- ⑤承認の場合には、家庭支援課職員等が税情報から支給階層区分を決定する。

- ⑥家庭支援課職員は、審査結果一覧表に記載の結果のうち新規申請分をシステムに入力し、受給者証[新規申請分]を出力する。行政事務センター職員は、審査結果一覧表に記載の結果のうち継続申請分をシステムに入力し、受給者証[継続申請分]を出力する。
- ⑦家庭支援課職員は、受給者証を申請者に交付。不承認の場合はその旨通知書を送付する。
- ⑧医療機関等から小児慢性特定疾病・未熟児養育医療の医療機関指定申請があった場合には、家庭支援課で受付・審査を行い、承認すればシステム登録のうえ指定通知書を医療機関等へ交付する。
- ⑨受給者が医療機関等にて受療した場合には、国民健康保険連合会または社会保険診療報酬支払基金（以下「国保連等」という。）から医療費等の請求とともに請求明細（受療情報）を記録した情報がCD-ROMで家庭支援課に届く。家庭支援課は審査のうえ国保連等に医療費等を支払い、あわせてCD-ROMの内容（請求対象年月、請求金額、医療機関・薬局・訪問看護ステーション名等）をシステムに登録する。

3. 効果

(1) 患者サービスの向上

共通基盤システムや税情報システムと連携したシステム構築により、これまで申請時に必要とされていた税情報等の添付書類が不要となり、患者負担の軽減が可能となる。

(2) 業務負担の軽減

システム化により小児慢性特定疾病医療受給者証等の印刷、国への統計報告など、大幅な作業負担軽減が可能であり、業務全体の効率化を実現することができる。

4. 実施計画

令和2年11月まで	システム構築
令和2年12月～	データ移行テスト、リハーサル
令和3年4月～	新システムによる正式運用開始

5. 処理件数（予想値）

小児慢性特定疾病

新規申請受付、認定 25人/月

継続申請受付、認定 1,200人（年1回）

未熟児養育医療

新規申請受付、認定 20人/月

6. 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」並びに「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては、ユーザーIDと整体認証又はパスワードによる二要素認証を行い、

端末機の操作を関係職員に限定する。

- ② 職員単位でデータへのアクセス権限を設定する。
- ③ 個人情報に係るデータについては、原則として端末機に保存せず、サーバ（神戸市サーバ仮想化基盤）上にて一括して管理する。
- ④ システムは庁内基幹業務系ネットワーク上に置かれたサーバ仮想化基盤上で起動し、端末はこのサーバ仮想化基盤からの画面転送を受ける。
- ⑤ 特定の端末機以外の端末機は、すべての外部記録媒体を使用できないように制限する。
- ⑥ 端末機とサーバは専用ネットワークで接続し、外部からの不正アクセスを防止する。また、ウイルス対策ソフトの導入等によりコンピュータ・ウイルスからの感染を防止する。
- ⑦ サーバ、往査端末のウイルス対策ソフトウェアのウイルス定義の更新は、企画調整局情報化戦略部が庁内基幹業務系ネットワーク上に設置しているサーバから自動配信を受ける。
- ⑧ サーバ仮想化基盤上の各業務システムのデータは、定期的にデータセンター内に設置する共用ディスクにバックアップを行う。更に、重要なデータについては、別のデータセンター内に設置する共用ディスクへ遠隔地バックアップを行う。

（2）運用上の保護

- ① 神戸市サーバ仮想化基盤を利用することで、個人情報を管理するサーバは同基盤で一律に管理し、セキュリティの確保に努める。
- ② パスワードを定期的に変更すると共に、端末の操作ログを記録し、個人情報への不正なアクセスが行われていないか監視を行う。
- ③ 個人情報の適正な取り扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適正管理について点検を行う。
- ④ 保守年限を超過したデータについては、速やかに消去する。

（3）外部委託（行政事務センター）にかかる情報の保護

本事業において、申請書類のシステム入力等の業務の一部について外部委託するに際し、個人情報の保護並びに情報セキュリティポリシー等の順守を定めた委託契約約款に基づき、パスワードによる管理やデータ漏洩防止措置を施すなど、厳格に管理させる。

小児慢性特定疾病・未熟児養育医療事務の特定医療費支給システムへの移行について

